



# 介護サービスを利用したときの費用

## 『費用の1割を負担します』

介護サービスを利用する人は、原則としてサービスにかかった費用の1割を負担します。

介護サービスは作成した介護サービス計画（ケアプラン）をもとに利用が開始されます。



## 『介護保険で利用できる額には上限があります』

介護保険の在宅サービス（※注1）では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、1割の利用者負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額が利用者の負担になります。

（例）おもな在宅サービスの支給限度額

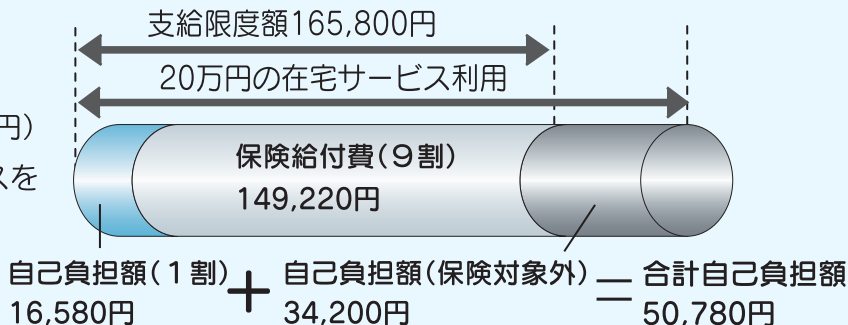
要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額	1ヶ月の利用者負担額
要支援	1	49,700円
	2	104,000円
要介護	1	165,800円
	2	194,800円
	3	267,500円
	4	306,000円
	5	358,300円

（※注1）以下のサービスは支給限度額にとられないサービスです。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・特定施設入居者生活介護

### 例

要介護1（支給限度額165,800円）の人が、20万円の在宅サービスを利用した場合



問 杵藤地区広域市町村圏組合  
 介護保険事務所 ☎0954-69-8222  
 (市外局番からダイヤルしてください)  
 武雄市 暮らし部 健康課 ☎23-9135  
 ○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当:渡邊

次のサービスは、支給限度額とは別枠として利用できるサービスです！

- 福祉用具購入費の支給（1年間に10万円まで）
- 住宅改修費の支給（1住居につき20万円まで）
- 居宅療養管理指導

### 介護保険料納付日のお知らせ

2月(9期)の保険料の納付日は次のとおりです。

#### ◇納付書払いの納期限

3月2日(月)

#### ◇口座振替の口座引落日

2月27日(金)

### 介護保険制度説明会を開催します

3月で65歳になられる方を対象に、制度説明会を開催します。皆さんのご出席をお待ちしています。

なお、対象以外の方もお気軽にご出席ください。※時間は各会場とも10時からです。

◇2月18日(水)

武雄市役所 1階会議室

◇2月20日(金)

山内保健センター機能訓練室

◇2月26日(木)

北方支所3階第1会議室